

平成15年 職員の給与に関する報告及び勧告の骨子

《本年の給与勧告のポイント》

～平均年間給与は5年連続、かつ、過去最大の減少
(年収約 18.2万円(2.54%) <昨年約 14.8万円(2.02%) >)

公民給与の逆較差(1.04%)を是正するため、2年連続で月例給の引下げ改定
期末・勤勉手当の引下げ(0.25月分) <昨年 0.05月分>

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る公民較差相当分を解消す
るため、4月の給与に較差率を乗じて得た額を基本として、12月期の期末手当で調整

1 職種別民間給与実態調査

市内の企業規模 100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の 335民間事業所のうちから、層化無作為抽出した100事業所を対象に、給与改定の有無にかかわらず、職種別に本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。

2 公民較差

4,491円(1.04%) <昨年 7,584円(1.73%) >

民間給与	市職員の給与	較 差
426,335円	430,826円	4,491円(1.04%)

3 給与勧告の内容

(1) 市職員の給与

ア 改定すべき事項

公民較差の解消等を図るため、次のとおり措置する必要がある。

(ア) 給料表

市職員の給与と民間給与との較差及び人事院勧告の趣旨を考慮して給料表を改定すること。

(イ) 諸手当

初任給調整手当については、人事院勧告を考慮して改定すること。

期末・勤勉手当については、市職員の期末・勤勉手当の支給割合が、民間の特別給の支給割合を上回っており、期末・勤勉手当の支給割合について、人事院勧告を考慮して改定すること。

また、人事院勧告においては、本年の給与改定が公務員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための法律の規定は、官民給与を均衡させるための所要の調整措置を講じた上、遡及することなく施行日からの適用とすることとしており、本市においても、この趣旨を考慮して措置する必要がある。

イ その他

通勤手当については、国及び他都市の動向を勘案して検討する必要がある。

特殊勤務手当については、勤務の特殊性等に応じて支給するものであり、本市では、既に勤務実態に応じた見直しに着手しているところであるが、引き続き制度の目的や国及び他都市の動向を踏まえ、見直しを進める必要がある。

(2) 人事・給与制度改革

人事・給与制度にかかわる様々な取組が進められている中であって、それらに共通する能力・実績に基づく人事管理を実効あるものとするためには、まず、その基礎としての役割を担う評価手法の確立が重要であると考え。本市においても、国の公務員制度改革等の動向を引き続き注視しながら、人事・給与制度改革に向けての着実な検討を進めていく中で、十分な試行と検証のうえに、本市の実情に即した透明性と納得性のある人事評価制度を構築していく必要がある。

(3) 職場における男女共同参画の推進

ア 女性の積極的な登用

今後ますます女性職員の割合が増える中で、男女を問わず、その個性や能力が十分に発揮されるよう、引き続き、女性職員の登用、職域の拡大及び能力開発に取り組んでいく必要がある。

イ 職業生活と家庭生活の両立

男女共同参画社会の実現のためには、職場であると家庭であるとを問わず、男女が等しくその役割を分担することが求められ、特に女性に偏りがちな育児については、男性が積極的にかかわることができるよう、育児休業の取得促進等の配慮をしていく必要がある。

また、管理監督者にあつては、職員の勤務状況を常に把握し、適切な対応を心掛けることが肝要である。

(4) 職員の健康保持

近年、長期療養者に占める精神・行動の障害の割合は増加傾向にある。このため、メンタルヘルス対策の一層の充実を図るとともに、ゆとりある職業生活の実現に向けた総実勤務時間の縮減や増大するVDT作業への対策など、職員の健康保持とその増進に向けた取組を進めていく必要がある。

職員にあつては、今一度、各人が全体の奉仕者であることを深く認識し、能率的に公務を遂行する責務を負っていることを自覚するとともに、厳正な服務規律と高い行為規範の下で職務に専念するよう望む。

【参考】

1 モデル給与例

(単位：円)

			年間給与			5年間の給与の減少額
			現行	改定後	減少額	
吏員	25歳	独身	3,781,000	3,695,000	86,000	261,000
主任	35歳	配偶者、子1	6,508,000	6,336,000	172,000	502,000
係長	40歳	配偶者、子2	7,537,000	7,340,000	197,000	576,000
副主幹	45歳	配偶者、子2	8,540,000	8,309,000	231,000	685,000
課長	50歳	配偶者、子2	11,058,000	10,758,000	300,000	909,000
部長	56歳	配偶者	12,306,000	11,964,000	342,000	1,070,000
局長	58歳	配偶者	13,582,000	13,201,000	381,000	1,179,000

2 給与勧告に伴う市職員の平均給与月額

現行の給与月額	改定額	改定後の給与月額	平均年齢
430,826円	4,491円	426,335円	41.2歳

3 給与勧告に伴う市職員の平均年間給与

市職員の平均年間給与は5年連続の減少

現行の平均年間給与	改定後の平均年間給与	平均年間給与の減少額
7,168,000円	6,986,000円	182,000円(2.54%)

5年間の合計 約 53.8万円

(平成14年：約 14.8万円、平成13年：約 1.7万円、平成12年：約 8.0万円、平成11年：約 11.1万円)

4 給与勧告に伴う所要額(見込)

企業職を除いた場合 約 26億3,490万円

5年間の合計 約 77億1,320万円

〔平成14年：約 21億2,110万円、平成13年：約 2億4,860万円
平成12年：約 11億4,740万円、平成11年：約 15億6,120万円〕

企業職を含んだ場合 約 29億9,030万円

5年間の合計 約 87億6,970万円

〔平成14年：約 24億1,800万円、平成13年：約 2億8,180万円
平成12年：約 13億 250万円、平成11年：約 17億7,710万円〕